

令和7年国勢調査川崎市実施本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 令和7年国勢調査の実施に当たり、その調査の正確かつ円滑な推進を図るため、令和7年国勢調査川崎市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施本部は次の事項について検討及び調整を行う。

- (1) 国勢調査の実施等に関する課題
- (2) 国勢調査の実施等に関する関係機関との連絡調整
- (3) 国勢調査に関する広報及び協力依頼
- (4) その他国勢調査の実施等に関係すること。

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 実施本部に事務局を置く。
- 3 事務局は総務企画局都市政策部統計情報課に置く。
- 4 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

(構成員)

第4条 本部長は、総務企画局担当副市長をもって充てる。

- 2 副本部長は、総務企画局長をもって充てる。
- 3 本部員は、各区長及び関係局長（別表）をもって充てる。
- 4 事務局長は、総務企画局都市政策部長をもって充てる。
- 5 事務局次長は、総務企画局都市政策部統計情報課長をもって充てる。

(庶務)

第5条 実施本部の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和7年5月22日から施行し、令和8年3月31日にその効力を失う。

別表（第4条関係）

本部員	市民文化局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	まちづくり局長
	港湾局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	病院局長
	消防局長
	選挙管理委員会事務局長